

食品安全委員会



Food Safety Commission



2008



<http://www.fsc.go.jp/>



食品安全委員会の設立

私たちは「食」を一日も欠かすことができません。しかし、私たちが口にする食品には豊かな栄養成分とともに、わずかながら健康に悪影響を与える要因（危害要因といいます）が含まれており、どんな食品でも食べれば何らかのリスクがあります。ですから、食の安全に「絶対」はありません。このため、食品を食べることによって、現実には人の健康へ悪影響を及ぼす確率とその深刻さの程度（これをリスクといいます）を科学的に評価し、それに基づき悪影響をできるだけ低く抑えることが必要です。

近年、我が国は海外から非常に多くの食料を輸入するようになりました。また、牛海綿状脳症（BSE）や腸管出血性大腸菌O157といった新たな危害要因が現れたり、遺伝子組換え技術が食品開発へ利用されたりするなど、食生活を取り巻く状況も大きく変化しました。さらに、食の安全を脅かし国民の信頼感を揺るがすような事件が相次いで起こりました。

こうした情勢の変化と国民の声に的確に応えるために、平成15年（2003年）に食品安全基本法（巻末に掲載されています）が制定され、食品の安全性を確保するための新たな行政を展開していくことになりました。この法律では、国民の健康の保護が最も重要であることを基本理念として定め、国、地方公共団体、食品の生産から販売までの事業者（加工、卸売、小売など）の責務や消費者の役割を明らかにするとともに、「リスク分析」という新しい考え方を導入することにより、食品の安全性の確保を総合的に推進しています。

食品安全行政を取り巻く状況の変化

国民の食生活を取り巻く状況の変化

- ・ 食品流通の広域化・国際化（食品の輸入）
- ・ 新たな危害要因の出現（O157、プリオンなど）
- ・ 新たな技術の開発（遺伝子組換えなど）
- ・ 汚染物質などを分析する技術の向上 等

食の安全を脅かす事件の発生

- ・ 牛海綿状脳症（BSE）の発生
- ・ 輸入食品の残留農薬問題
- ・ 国内における無登録農薬の使用 等

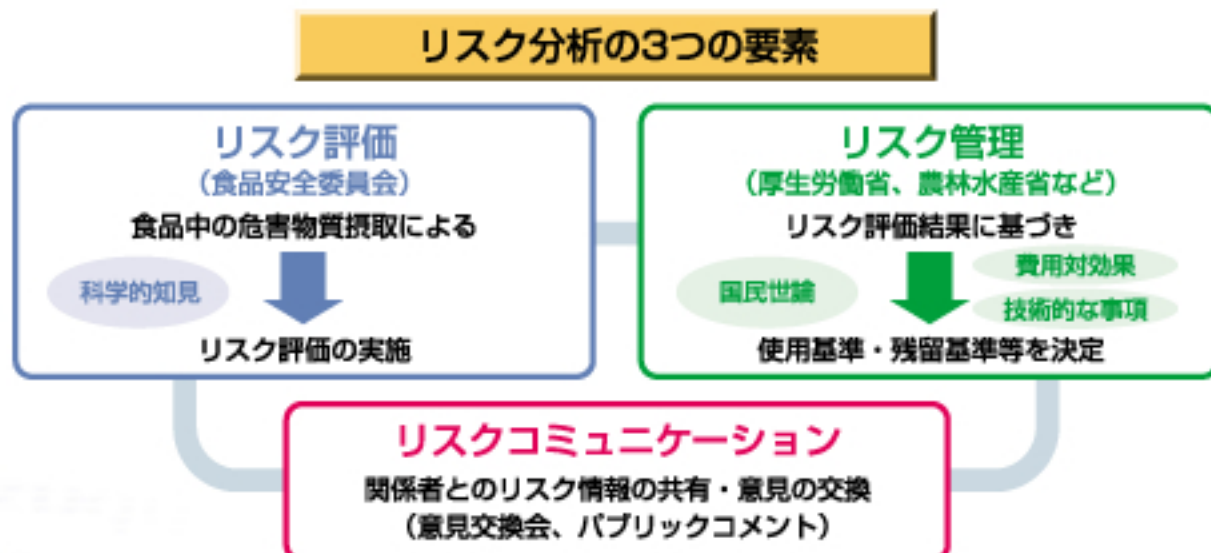
食の安全に関する新しい考え方

- ・ 食品の生産から消費までの各段階での安全性の確保
 - ・ 食の安全には「絶対」はなく、リスクの存在を前提に評価を行い、適切にコントロールするという考え方（リスク分析）が一般化
- 海外でのリスク評価機関の設立
- | | |
|------------------|-------|
| 仏食品衛生安全庁（AFSSA） | 1999年 |
| 欧州食品安全機関（EFSA） | 2002年 |
| 独連邦リスク評価研究所（BfR） | 2002年 |

食
品
安
全
基
本
法
の
制
定

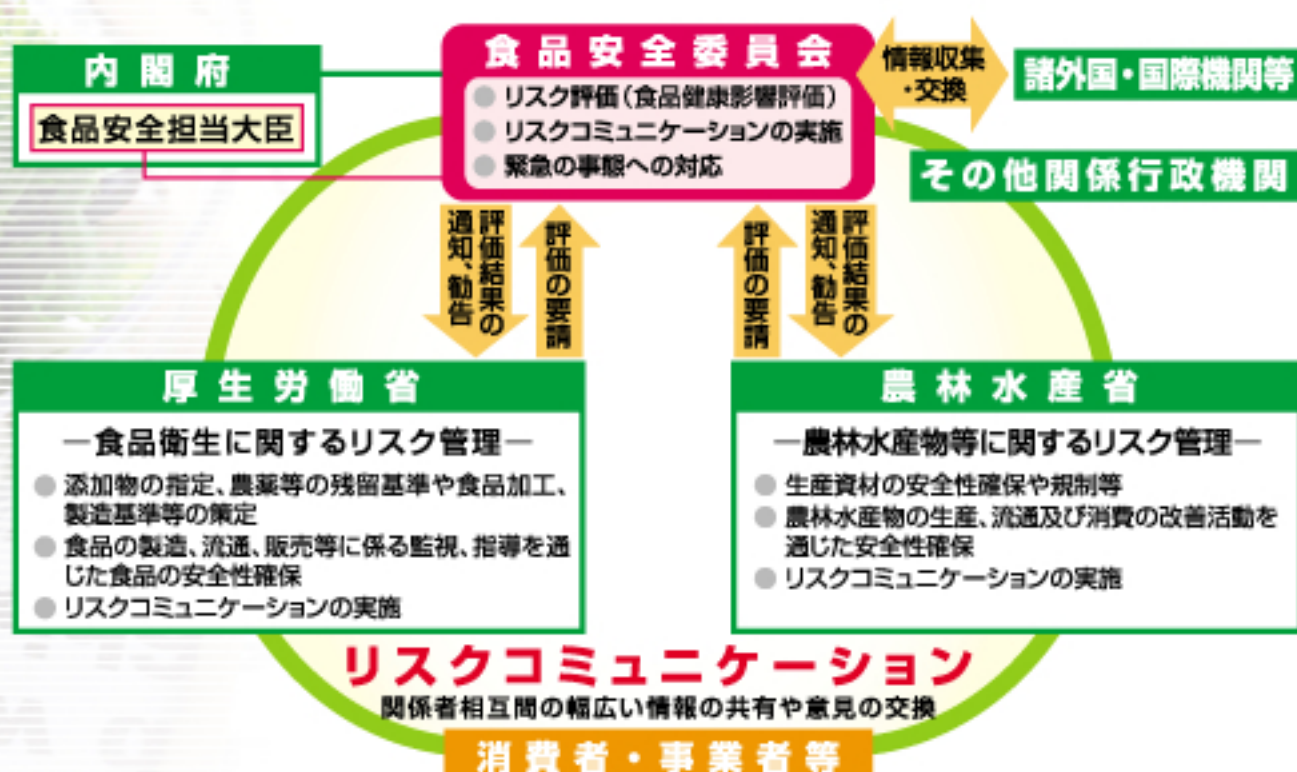
この食品安全基本法に従って、食品の安全性確保のための規制や指導を行うリスク管理機関（厚生労働省や農林水産省など）から独立して、科学的知見に基づく客観的かつ中立公正なリスク評価を実施することを目的として、平成15年7月1日に内閣府に食品安全委員会が設置されました。

リスクとリスク分析の考え方



リスク分析：どんな食品にも**リスクがあるという前提**で、リスクを科学的に評価し、適切な管理をすべきとの考え方

各省との連携



食品安全委員会の役割

食品安全委員会は、食の安全に関し深い識見を有する7名の委員から構成され、その下に14の専門調査会が設置されています。このうち11の専門調査会が、添加物、農薬といった危害要因ごとのリスク評価について調査審議しています。また、これらの運営のために事務局が設置されています。

食品安全委員会及び事務局の構成

食品安全委員会委員

み がみ たけし
見上 彪（委員長）

こ い す み な お こ
小泉 直子（委員長代理）

なが お たく ひろ せ まさ ぶ の むら かず まさ はた え けい こ ほん ま せい い ち
長尾 拓、廣瀬 雅雄、野村 一正、畑江 敬子、本間 清一

専門調査会（延べ250人程度）

- ・ 企画
- ・ リスクコミュニケーション
- ・ 緊急時対応

【評価チーム】

- ・ 化学物質系評価グループ
（添加物、農薬、動物用医薬品、器具・容器包装、化学物質・汚染物質）
- ・ 生物系評価グループ
（微生物・ウイルス、プリオン、かび毒・自然毒等）
- ・ 新食品等評価グループ
（遺伝子組換え食品等、新開発食品、肥料・飼料等）

事務局（事務局長、次長、4課1官）

- ・ 総務課
- ・ 評価課
- ・ 勧告広報課
- ・ 情報・緊急時対応課
- ・ リスクコミュニケーション官



食品安全委員会の主な役割

1. リスク評価

食品安全委員会の最も重要な役割は、食品に含まれる可能性のあるO157などの病原菌、プリオン、添加物や農薬などの危害要因が人の健康に与える影響について評価を行うことで、具体的には、食品中の危害要因を摂取することによって、どの位の確率でどのくらい深刻に健康への悪影響が起きるかを科学的に評価しています。

食品安全委員会では、主として厚生労働省、農林水産省などのリスク管理機関からの評価要請を受けてリスク評価を実施するとともに、自ら評価を行う必要があると考えられる問題を選定し、「自ら評価」を実施しています。

さらに、食品安全委員会は、リスク評価の結果に基づいて行われるべき施策について内閣総理大臣を通じて、リスク管理機関の大臣に勧告を行うことができます。

2. リスクコミュニケーションの推進

リスクを適切にコントロールして、国民の健康を保護していくためには、リスクコミュニケーションが重要です。リスクコミュニケーションとは、食品の安全性について消費者を含む関係者との間で情報の共有や意見交換を行うことです。食品安全委員会では、国民の関心の高いリスク評価の内容などについてリスクコミュニケーションを行うとともに、リスク管理機関が行うリスクコミュニケーションにも協力するなど調整役としての役割も担っています。

また、食品安全委員会（原則毎週木曜日開催）や専門調査会などの会合は、原則、公開で行われており、すべての議事録をホームページに掲載して透明性の確保に努めています。

食品安全委員会の行うリスク評価や意見交換会の実績

○ これまで実施したリスク評価件数→538件（平成20年2月末現在）

○ 意見交換会等の開催 → 315回（共催を含む）（平成20年2月末現在）

このうち、食品安全委員会が企画・主催した意見交換会等の主なテーマは以下のとおり

- ・ 我が国のBSE対策
- ・ 魚介類等に含まれるメチル水銀
- ・ 遺伝子組換え食品
- ・ 薬剤耐性菌
- ・ 鳥インフルエンザ
- ・ 食中毒原因微生物
- ・ 大豆イソフラボンを含む特定保健用食品
- ・ 食育



3. 緊急の事態への対応

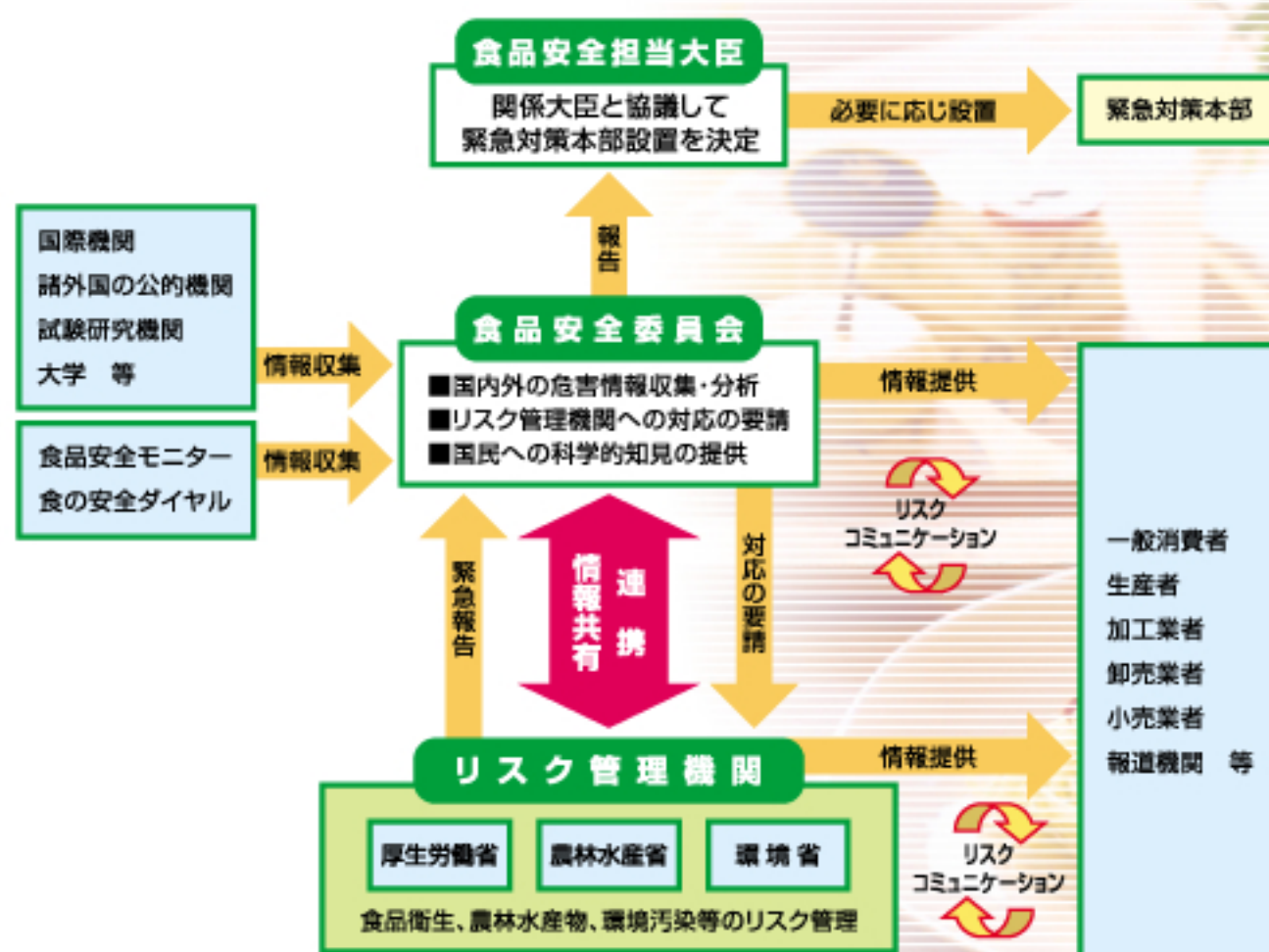
食品安全委員会とリスク管理機関は、日頃から密接に連携して食中毒の発生などの情報を収集・分析し、国民の健康被害の防止やリスクの最小化に取り組んでいます。

食品安全委員会では、食品の摂取を通じて重大な健康被害が生じるおそれのある緊急事態発生時に適切に対応できるよう、予め緊急時の対応などを定め、訓練を行っています。

また、食品が関与する緊急事態の発生時には、政府一体となって危害の拡大や再発の防止に迅速かつ適切に取り組むとともに、正確で分かりやすい情報をマスメディア、政府広報、インターネットなどを通じて、速やかに国民へ提供します。

なお、災害、バイオテロなど、国民に重大な被害が生じる緊急の事態に対しては、別途、政府一体となった対応がとられることとなっています。

緊急の事態における食品安全委員会の役割



平成19年度の取組について

以下に示す内容の詳細については、

食品安全委員会のホームページ <http://www.fsc.go.jp/> において入手可能です。

1. リスク評価に関する取組

食品安全委員会は、平成15年7月に設立されて以降、平成20年2月末までに、厚生労働省、農林水産省及び環境省から952件の評価の要請を受け、538件の評価(自ら評価1件を含む)を終了し、その結果を各省に通知しました。

食品健康影響評価の審議状況

(平成20年2月末現在)

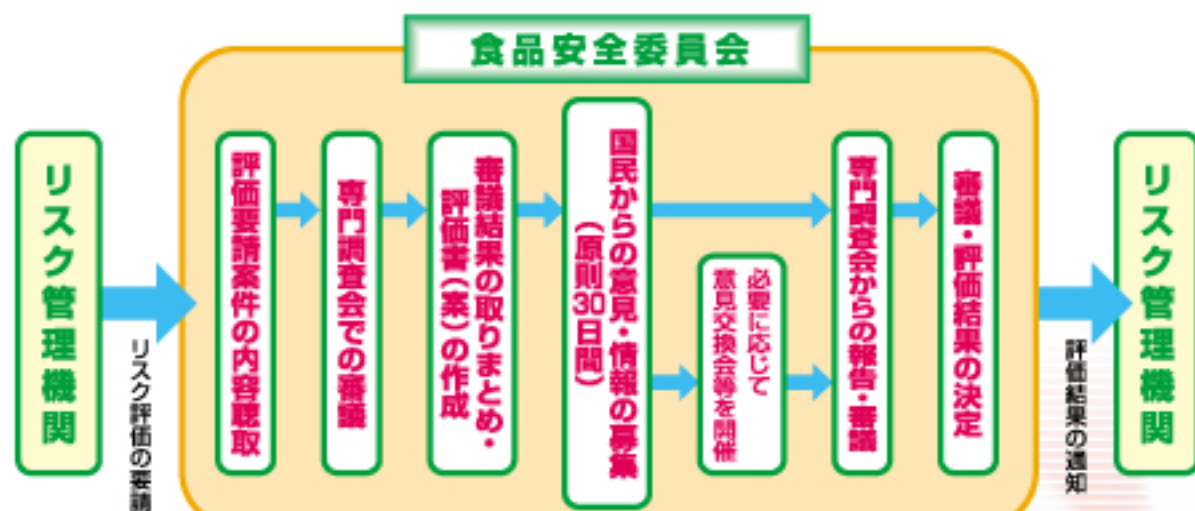
区 分	要請件数	うち 19年度分	自ら評価	合 計	評価終了	うち 19年度分	意見 募集中	審議中
添加物	83	5	0	83	64	19	3	16
農薬	384	137	0	384	148	97	9	227
うちポジティブリスト関係	133	61	0	133	47	41	4	82
うち清涼飲料水	93	0	0	93	8	6	1	84
動物用医薬品	252	33	0	252	160	46	6	86
うちポジティブリスト関係	75	8	0	75	21	15	3	51
化学物質・汚染物質	51	0	0	51	11	0	7	33
うち清涼飲料水	48	0	0	48	9	0	7	32
器具・容器包装	4	0	0	4	4	0	0	0
微生物・ウイルス	3	0	1	4	3	0	0	1
プリオン	11	0	2	13	11	1	0	2
かび毒・自然毒等	3	0	0	3	3	0	0	0
遺伝子組換え食品等	69	17	0	69	60	19	0	9
新開発食品	66	5	0	66	54	4	0	12
肥料・飼料等	23	1	0	23	19	1	0	4
うちポジティブリスト関係	5	0	0	5	2	1	0	3
動薬・肥飼料・微生物合同	2	0	0	2	1	0	0	1
新開発・添加物合同	1	0	0	1	0	0	0	1
合 計	952	198	3	955	538	187	25	392

(注) 1 審議中欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。

2 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。

3 意見募集中欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。

評価・リスクコミュニケーションの流れ



○ 自ら取り組むリスク評価

食品安全委員会は、リスク管理機関から評価を要請された場合のほか、食品の安全性に関する情報の収集・分析や国民からの意見などをもとに評価を行う必要があると考えられる問題を選定し、「自ら評価」を行っています。

現在は、「食中毒原因微生物」や「我が国に輸入される牛肉及び牛肉臓」について「自ら評価」を進めています。前者については、評価指針を取りまとめ、さらに意見交換会の結果等を踏まえ、「鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリ」から評価を進めています。また、後者については、米国・カナダ以外で平成15～18年度に輸入実績のある14ヶ国を対象としており、対象国へ質問書を送付し、情報を集めた上で評価を進めています。

また、リスク評価の結果を通知した案件については、その評価結果がリスク管理機関が行う食品の安全性の確保に関する施策に、適切に反映されているかについての調査を行っています。

○ 評価ガイドラインの作成

食品安全委員会では、危害要因ごとに、必要に応じてリスク評価の方針、提出を求める資料、評価の手順などを示すガイドラインの作成を進めています。これまでに、遺伝子組換え食品に関する安全性評価基準など9種類のガイドラインなどを策定しており、これらに基づきリスク評価を進めています。遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準については、現在、作成を進めているところです。

○ ファクトシート

リスク評価のほかに、危害要因についての科学的な情報を収集し、分かりやすく整理したものを「ファクトシート」（科学的知見に基づく概要書）として公表しています。これらのファクトシートは、掲載時における国際的なリスク評価結果や研究成果などを整理して作成したものです。平成19年度には、「臭素酸カリウム」や「牛の成長促進を目的として使用されるホルモン剤（肥育ホルモン剤）」について新たにファクトシートを作成するとともに、「アクリルアミド」や「トランス脂肪酸」について内容の更新を行い、ホームページで公表しました。

食品安全委員会としては、引き続き、国内外の関係機関等から、新たな科学的知見の情報収集を行うとともに、分かりやすく整理した上で、国民の皆様への情報提供に努めてまいります。



2. リスクコミュニケーションに関する取組

食品安全委員会は、リスク管理機関と連携しながら、リスク評価の内容など食品の安全性に関する意見交換会等を全国各地で実施し、消費者を含む関係者との間で情報の共有や意見交換を行っています。

しかしながら、リスクコミュニケーションの目的や実施の方法については様々な考え方があり、まだ多くの課題があります。このような中で、リスクコミュニケーション専門調査会における検討を踏まえ、食品安全委員会において「食の安全性に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」（平成18年11月）が決定され、改善策が提示されました。

現在この報告書に検討すべき事項として掲げられている①リスクコミュニケーションの検証、②審議の経過に関する透明性の確保と情報提供のあり方、③地方自治体との協力、④諸外国との連携、⑤食育の各課題について同専門調査会で検討し、リスクコミュニケーションの着実な推進と新たな展開を図っているところです。

・「食の安全性に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」（平成18年11月）

http://www.fsc.go.jp/senmon/risk/riskcom_kaizen.pdf

○ 地域におけるリスクコミュニケーションの担い手の育成

平成18年度から、地域におけるリスクコミュニケーションを積極的に推進するため、地方公共団体と協力して、新たに食品の安全性に関する講演やリスクコミュニケーションに関する基礎的な講習などを行う「食品の安全性に関する地域の指導者育成講座」を全国で開催しています。

また、平成19年度からは、地域の指導者育成講座の受講者を主な対象として、意見交換を円滑に行う役割を担うリスクコミュニケーターを育成する講座を全国で開催しています。これらの講座を受講された方々の協力を得つつ、地域における食品安全のリスクコミュニケーション活動が推進されるよう、食品安全委員会は、受講者に対し継続的に情報を提供するなどの支援を行っています。

○ 食の安全ダイヤル

国民の皆様から食品の安全性に関するお問い合わせ、ご意見、ご報告などを頂く「食の安全ダイヤル」を設置するとともに、よくある質問については、Q&Aとして整理し、ホームページに掲載しています。

平成19年にはBSE、トランス脂肪酸など937件（平成19年1月～12月）の問い合わせがありました。

「食の安全ダイヤル」
TEL 03-5251-9220・9221
月曜～金曜（ただし祝日・年末年始を除く）
10:00～17:00

○ 食品安全モニター

国民の皆様は日常生活を通じて、食品の安全性についてのご意見などを頂くため、全国各地の470名の方に「食品安全モニター」を依頼しています。食の安全性に対する意識等を把握するためのアンケート調査の実施、情報提供や意見等の報告のほか、食品安全委員会からの情報の地域への提供にもご協力いただいています。募集は毎年1～2月ごろに行っています。

○ ホームページの充実など

トピックスとして、牛海綿状脳症（BSE）、鳥インフルエンザ、食中毒などについての情報を分かりやすく掲載するなど、ホームページを通じた情報発信を行っています。また、メールマガジンの配信による情報提供（食品安全委員会e-マガジン）も行っています。そのほか、委員会の活動を紹介するパンフレットや子供向けのリーフレット、食品の安全性に関する用語集、季刊誌「食品安全」（原則年4回発刊）の発行、DVDの作成（「気になる食品添加物」、「リスクコミュニケーションツール「何を食べたら良いのか？考えるためのヒント」～一緒に考えよう、食の安全～」など）を行っています。



○ 食品安全総合情報システムによる情報提供

食品安全委員会が保有する食品の安全性に関する情報についてのデータベース「食品安全総合情報システム」を設けています。このデータベースへは食品安全委員会のホームページからアクセスでき、次頁のようなメニュー画面から様々な情報を検索することができます。

3. 緊急事態への対応について

食品安全委員会では、大規模食中毒など食品が関与する緊急事態に適切に対応するための体制整備を進めており、大規模食中毒の発生などを想定した緊急時対応訓練を行っています。平成19年度も、リスク管理機関である厚生労働省、農林水産省、環境省と合同で机上シミュレーション訓練を行いました。これら訓練を通じて、緊急事態に対する体制強化に努めています。

また、平成20年1月に発覚した冷凍食品による薬物中毒事案については、政府が一体となって対応することとなり、食品安全委員会においても、関係機関との連携による、ホームページ等を通じた、科学的知見に基づく正確な情報提供、原因物質とされる農薬のリスク評価等の取組を実施しました。



4. 調査・研究の取組について

○ 調査事業

食品安全委員会がリスク評価等の事務を行うために必要な調査として、食品に係る様々な危害要因に関するデータの収集・整理・解析等を行う食品安全確保総合調査を実施しており、平成19年度には、15課題の調査を実施しました。

○ 研究事業

食品安全委員会では、科学を基本とするリスク評価を充実させるため、研究領域を設定し、研究課題の公募を行う「研究領域設定型」の競争的研究資金制度により、リスク評価ガイドラインの策定等に資する研究を実施することとしており、平成19年度には25課題の研究を実施しました。

食品安全総合情報システム

文献情報および危害情報

食品安全関係情報

食品安全委員会が収集する、国内外の食品の安全性の確保に関する情報

会議情報

食品安全委員会、専門調査会において使用された議事次第、配布資料、議事録等

研究・調査情報

食品安全委員会が行った研究や調査に関する情報

ファクトシート

食品安全委員会が作成したファクトシートなど

Q&A

食の安全ダイヤルへの問い合わせや食品安全モニターからの報告とそれらに対する関係機関のコメントを整理したもの

用語集

食品安全に関する用語

データベース横断検索

上記6つの分野の情報について横断的に検索できます

リスク評価及び管理施策

評価品目による検索

食品安全委員会が実施した食品健康影響評価の品目ごとの実施状況、関係行政機関における施策の実施状況等や関連情報

キーワードによる検索

食品安全に関するテーマごとの情報

テーマによる検索

食品の安全性に関する重要条件（BSE等）のテーマごとの、食品安全委員会、関係行政機関等が保有する関連情報

キーワードによる検索

システムの使用について

使用方法

このシステムの使い方について説明しています。参考にご覧ください。

アンケート

よりよいシステムとするために、皆様のご意見をお願いいたします。



食品安全基本法について

食品安全基本法のポイント

1. 基本理念 第3～5条

食品の安全性の確保

- ① 国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に取り組む
- ② 食品の生産から消費までの各段階において行う
- ③ 国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて取り組む

2. 関係者の責務・役割 第6～9条

- 国の責務及び地方公共団体の責務
 - ・ 適切な役割分担を行って食品の安全性の確保に取り組む
- 食品関連事業者の責務
 - ・ 食品の安全性確保について、第一義的な責任を有することを認識し、適切に取り組む
 - ・ 正確で適切な情報提供に努める
 - ・ 国又は地方公共団体等の取組に協力する
- 消費者の役割
 - ・ 知識と理解を深めるとともに、施策について意見を表明するように努める

3. 基本的な方針 第11～21条

リスク分析の導入 第11～13条

- リスク評価（食品健康影響評価）の実施
- リスク評価の結果に基づく施策の策定
- リスクコミュニケーションの促進

第14～20条

- 緊急事態への対処等
- 関係行政機関の相互の密接な連携
- 試験研究の体制整備等
- 国の内外の情報収集等
- 表示制度の適切な運用の確保等
- 教育・学習の振興等
- 環境に及ぼす影響の配慮

実施するための基本的事項を定める 第21条

4. 食品安全委員会の設置（リスク評価の実施等） 第22～36条

食品安全基本法（平成15年5月23日法律第48号）

最終改正 平成19年3月30日法律第8号

目次

- 第1章 総則（第1条—第10条）
- 第2章 施策の策定に係る基本的な方針（第11条—第21条）
- 第3章 食品安全委員会（第22条—第38条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、科学技術の発展、国際化の進展その他の国民の食生活を取り巻く環境の変化に適切に対応することの緊要性にかんがみ、食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「食品」とは、すべての飲食物（薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。）をいう。（食品の安全性の確保のための措置を講ずるに当たっての基本的認識）

第3条 食品の安全性の確保は、このために必要な措置が国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。

（食品供給行程の各段階における適切な措置）

第4条 農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の国の内外における食品供給の行程（以下「食品供給行程」という。）におけるあらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。

（国民の健康への悪影響の未然防止）

第5条 食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品の安全性の確保に関する国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて講じられることによって、食品を摂取することによる国民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国の責務）

第6条 国は、第3条に定める食品の安全性の確保についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第7条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（食品関連事業者の責務）

第8条 肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品（その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。）若しくは添加物（食品衛生法（昭和23年法律第233号）第4条第2項に規定する添加物をいう。）又は器具（同条第4項に規定する器具をいう。）若しくは容器包装（同条第5項に規定する容器包装をいう。）の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者（以下「食品関連事業者」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品その他の物に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品の安全性の確保に関する施策に協力する責務を有する。

（消費者の役割）

第9条 消費者は、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食品の安全性の確保に関する施策について意見を表明するように努めることによって、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たすものとする。

（法制上の措置等）

第10条 政府は、食品の安全性の確保に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 施策の策定に係る基本的な方針

（食品健康影響評価の実施）

第11条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的要因又は状態であって、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価（以下「食品健康影響評価」という。）が施策ごとに行われなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 当該施策の内容及び食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき。
- 二 人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき。
- 三 人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき。

2 前項第3号に掲げる場合においては、事後において、遅滞なく、食品健康影響評価が行われなければならない。

3 前2項の食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われなければならない。（国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定）

第12条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品を摂取することにより人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、及び抑制するため、国民の食生活の状況その他の事情を考慮するとともに、前条第1項又は第2項の規定により食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて、これが行われなければならない。

（情報及び意見の交換の促進）

第13条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策の策定に国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、当該施策に関する情報の提供、当該施策について意見を述べる機会の付与その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。

（緊急の事態への対処等に関する体制の整備等）

第14条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に関する体制の整備その他の必要な措置が講じられなければならない。

（関係行政機関の相互の密接な連携）

第15条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の安全性の確保のために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられるようにするため、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、これが行われなければならない。

（試験研究の体制の整備等）

第16条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、科学的知見の充実に努めることが食品の安全性の確保に重要であることにかんがみ、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置が講じられなければならない。

(国の内外の情報の収集、整理及び活用等)

第17条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、国民の食生活を取り巻く環境の変化に即応して食品の安全性の確保のために必要な措置の適切な実施を図るため、食品の安全性の確保に関する国の内外の情報の収集、整理及び活用その他の必要な措置が講じられなければならない。

(表示制度の適切な運用の確保等)

第18条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の表示が食品の安全性の確保に関し重要な役割を果たしていることにかんがみ、食品の表示の制度の適切な運用の確保その他の食品に関する情報を正確に伝達するために必要な措置が講じられなければならない。

(食品の安全性の確保に関する教育、学習等)

第19条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の安全性の確保に関する教育及び学習の振興並びに食品の安全性の確保に関する広報活動の充実により国民が食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるために必要な措置が講じられなければならない。

(環境に及ぼす影響の配慮)

第20条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策が環境に及ぼす影響について配慮して、これが行われなければならない。

(措置の実施に関する基本的事項の決定及び公表)

第21条 政府は、第11条から前条までの規定により講じられる措置につき、それらの実施に関する基本的事項(以下「基本的事項」という。)を定めなければならない。

2 内閣総理大臣は、食品安全委員会の意見を聴いて、基本的事項の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本的事項を公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本的事項の変更について準用する。

第3章 食品安全委員会

(設置)

第22条 内閣府に、食品安全委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第23条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第21条第2項の規定により、内閣総理大臣に意見を述べること。

二 次条の規定により、又は自ら食品健康影響評価を行うこと。

三 前号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。

四 第2号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。

五 食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に意見を述べること。

六 第2号から前号までに掲げる事務を行うために必要な科学的調査及び研究を行うこと。

七 第2号から前号までに掲げる事務に係る関係者相互間の情報及び意見の交換を企画し、及び実施すること。

八 関係行政機関が行う食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整を行うこと。

2 委員会は、前項第2号の規定に基づき食品健康影響評価を行ったときは、遅滞なく、関係各大臣に対して、その食品健康影響評価の結果を通知しなければならない。

3 委員会は、前項の規定による通知を行ったとき、又は第1項第3号若しくは第4号の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その通知に係る事項又はその勧告の内容を公表しなければならない。

4 関係各大臣は、第1項第3号又は第4号の規定による勧告に基づき講じた施策について委員会に報告しなければならない。

(委員会の意見の聴取)

第24条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が第11条第1項第1号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第3号に該当すると認める場合は、この限りでない。

一 食品衛生法第6条第2号ただし書(同法第62条第2項において準用する場合を含む。)に規定する人の健康を損なうおそれがない場合を定めようとするとき、同法第7条第1項から第3項までの規定による販売の禁止をしようとし、若しくは同法第4項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしようとするとき、同法第9条第1項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、同法第10条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めようとするとき、同法第11条第1項(同法第62条第2項において準用する場合を含む。)の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、同法第11条第3項に規定する人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質若しくは人の健康を損なうおそれのない量を定めようとするとき、同法第18条第1項(同法第62条第3項において準用する場合を含む。)の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、又は同法第50条第1項の規定により基準を定めようとするとき。

二 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第1条の3の規定により公定規格を設定し、変更し、若しくは廃止しようとするとき、同法第2条第1項の規定により特定農薬を指定し、若しくは変更しようとするとき、又は同法第3条第2項(同法第15条の2第6項において準用する場合を含む。)の基準(同法第3条第1項第6号又は第7号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を除く。)を定め、若しくは変更しようとするとき。

三 肥料取締法(昭和25年法律第127号)第3条の規定により公定規格を設定し、変更し、若しくは廃止しようとするとき、同法第4条第1項第4号の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、同法第7条第1項若しくは第8条第3項(これらの規定を同法第33条の2第6項において準用する場合を含む。)の規定により特定普通肥料についての登録若しくは仮登録をしようとするとき、同法第13条の2第2項(同法第33条の2第6項において準用する場合を含む。)の規定により特定普通肥料についての変更の登録若しくは仮登録をしようとするとき、又は同法第13条の3第1項(同法第33条の2第6項において準用する場合を含む。)の規定により特定普通肥料についての変更の登録若しくは仮登録をし、若しくはその登録若しくは仮登録を取り消そうとするとき。

四 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条第1項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、同法第4条第1項の届出伝染病を定める農林水産省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は同法第62条第1項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき。

五 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第2条第3項の規定により飼料添加物を指定しようとするとき、同法第3条第1項の規定により基準若しくは規格を設定し、改正し、若しくは廃止しようとするとき、又は同法第23条の規定による製造、輸入、販売若しくは使用の禁止をしようとするとき。

六 畜場法(昭和28年法律第114号)第6条、第9条、第13条第1項第3号若しくは第14条第6項第2号若しくは第3号の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は同法第14条第7項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき。

七 水道法(昭和32年法律第177号)第4条第2項(同条第1項第1号から第3号までの規定に係る部分に限る。)の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

八 薬事法第14条第1項若しくは同法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項の規定による動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品若しくは医療機器(以下「動物用医薬品等」という。)についての承認をしようとするとき、同法第14条の3第1項(同法第20条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは同法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条の3第1項の規定による動物用医薬品等についての承認をしようとするとき、同法第14条の4第1項(同法第19条の4において準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは同法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条の4第1項の規定による動物用医薬品等についての再審査を行うおとすとき、同法第14条の6第1項(同法第19条の4において準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは同法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条の6第1項の規定による動物用医薬品等についての再評価を行うおとすとき、同法第19条の2第1項若しくは第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第19条の2第1項の規定による動物用医薬品等についての承認をしようとするとき、又は同法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第2項第3号若しくは第83条の6第1項の農林水産省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき。

- 九 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第2条第3項の政令（農用地の土壌に含まれることに起因して人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産されるおそれがある物質を定めるものに限る。）又は同法第3条第1項の政令（農用地の利用に起因して人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産されると認められ、又はそのおそれが著しいと認められる地域の要件を定めるものに限る。）の制定又は改廃の立案をしようとするとき。
- 十 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第11条、第15条第4項第2号若しくは第3号、同条第6項又は第19条の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするとき。
- 十一 食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成7年法律第101号）附則第2条の2第1項の規定により添加物の名称を削除しようとするとき。
- 十二 ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第6条第1項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。
- 十三 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第7条第1項又は第2項の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするとき。
- 十四 前各号に掲げるもののほか、政令で定めるとき。
- 2 関係各大臣は、前項ただし書の場合（関係各大臣が第11条第1項第3号に該当すると認めた場合に限る。）においては、当該食品の安全性の確保に関する施策の策定の後相当の期間内に、その旨を委員会に報告し、委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 第1項に定めるもののほか、関係各大臣は、食品の安全性の確保に関する施策を策定するため必要があると認めるときは、委員会の意見を聴くことができる。
- （資料の提出等の要求）
- 第25条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- （調査の委託）
- 第26条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、独立行政法人、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人、事業者その他の民間の団体、都道府県の試験研究機関又は学識経験を有する者に対し、必要な調査を委託することができる。
- （緊急時の要請等）
- 第27条 委員会は、食品の安全性の確保に関し重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、国の関係行政機関の試験研究機関に対し、食品健康影響評価に必要な調査、分析又は検査を実施すべきことを要請することができる。
- 2 国の関係行政機関の試験研究機関は、前項の規定による委員会の要請があったときは、速やかにその要請された調査、分析又は検査を実施しなければならない。
- 3 委員会は、食品の安全性の確保に関し重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、関係各大臣に対し、独立行政法人国立健康・栄養研究所法（平成11年法律第180号）第13条第1項の規定による求め又は独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号）第12条第1項、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成11年法律第192号）第18条第1項、独立行政法人農業環境技術研究所法（平成11年法律第194号）第13条第1項若しくは独立行政法人水産総合研究センター法（平成11年法律第199号）第15条第1項の規定による要請をするよう求めることができる。
- （組織）
- 第28条 委員会は、委員7人をもって組織する。
- 2 委員のうち3人は、非常勤とする。
- （委員の任命）
- 第29条 委員は、食品の安全性の確保に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。
- 2 委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。
- 3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を解任しなければならない。
- （委員の任期）
- 第30条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- （委員の解任）
- 第31条 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを解任することができる。
- （委員の職務）
- 第32条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 3 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。
- （委員の給与）
- 第33条 委員の給与は、別に法律で定める。
- （委員長）
- 第34条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって常勤の委員のうちからこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。
- （会議）
- 第35条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員長及び3人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長に事故がある場合の第2項の規定の適用については、前条第3項に規定する委員は、委員長とみなす。
- （専門委員）
- 第36条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。
- （事務局）
- 第37条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。
- 2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。
- （政令への委任）
- 第38条 この章に規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（抄）

（検討）

- 第8条 政府は、食品の安全性の確保を図るための諸施策に関する国際的動向その他の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。



食の安全への不安・疑問から情報提供まで、皆様のご意見・ご質問をお寄せ下さい。

食の安全ダイヤル

03-5251-9220または**9221**

■受付時間 10:00～17:00／月曜日～金曜日〔ただし祝日、年末年始を除く〕

ご意見などは電子メールでも受け付けています。ホームページからアクセスしてください。

食品安全委員会ホームページアドレス

<http://www.fsc.go.jp/>

食品安全委員会e-マガジン

食品安全委員会の活動などがわかるメールマガジン。
ホームページからご登録いただけます



■交通

- *東京メトロ丸の内線・丸の内線「赤坂見附駅」から徒歩3分
- *東京メトロ南北線・半蔵門線「永田町駅」から徒歩8分
8番出口を出て、外苑通りを溜池山王方向に進んだ左側。
- *東京メトロ有楽町線「永田町駅」から徒歩8分
1番出口を出て、溜池山王、メキシコ大使館方向に進む。

■問い合わせ、連絡先

内閣府食品安全委員会事務局

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10
ブルデシタルタワー6階

電話：03-5251-9229

FAX：03-3591-2237